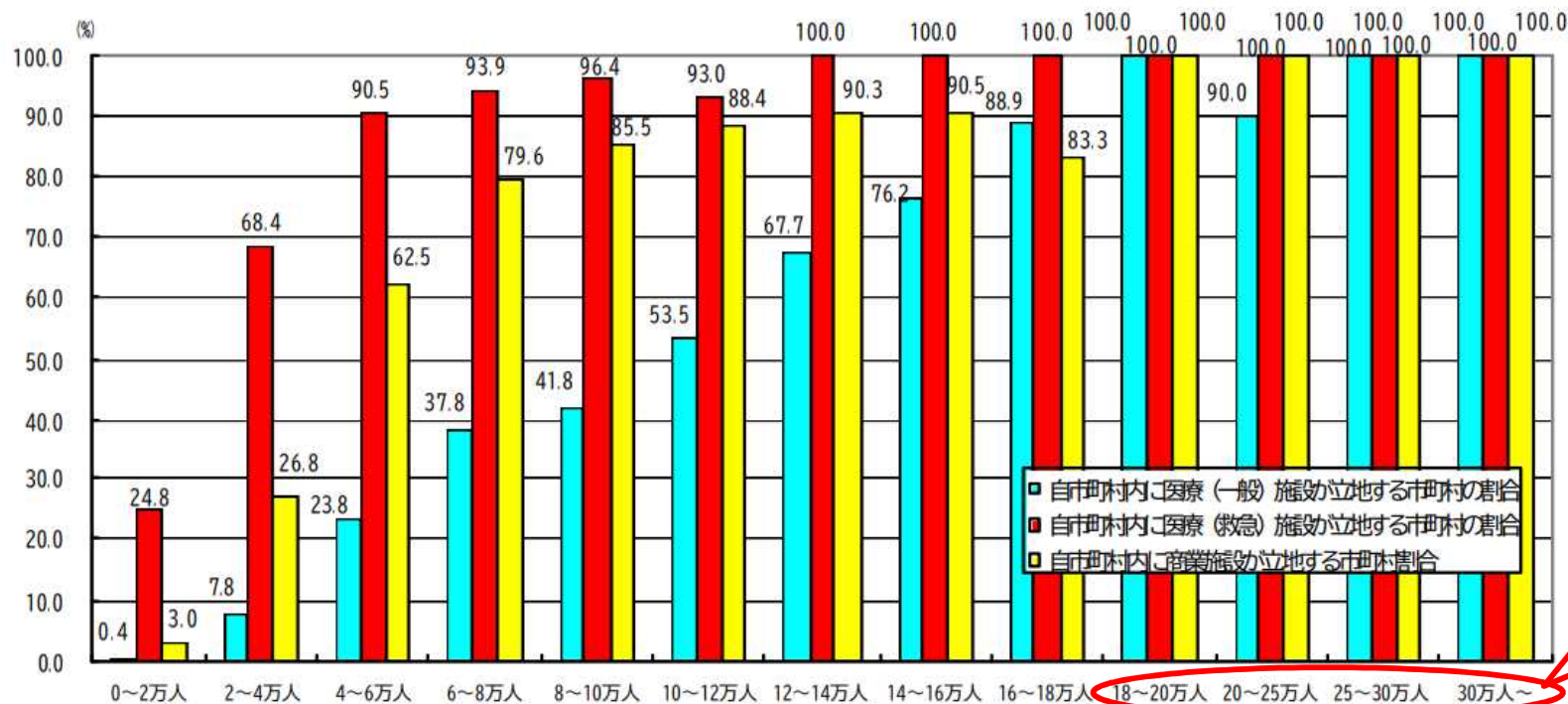


# 地域生活圏に係るデータ等

- 人口規模で30万人前後、時間距離で1時間前後のまとまり(概ね百貨店、総合病院といった都市的なサービスが提供可能な規模)を目安とした複数の市町村からなる「生活圏域」を念頭に置いた対応が基本。
- 人口20万人以上の都市の1時間圏域内においては、今後とも十分な都市的サービスを楽しむことができると思われる。



20万人以上の都市では概ね商業、医療等の都市的なサービスを提供

	0~2万人	2~4万人	4~6万人	6~8万人	8~10万人	10~12万人	12~14万人	14~16万人	16~18万人	18~20万人	20~25万人	25~30万人	30万人~	全体
市町村数	2,218	421	168	98	55	43	31	21	18	9	20	20	85	3,207

(出典) 総務省「国勢調査報告」等をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注) ここでいう医療・商業施設とは以下のとおり。

医療(一般)：重要性、ニーズの高い16の診療科目(内科、呼吸器科、消化器科(胃腸科)、循環器科、小児科、精神科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科)

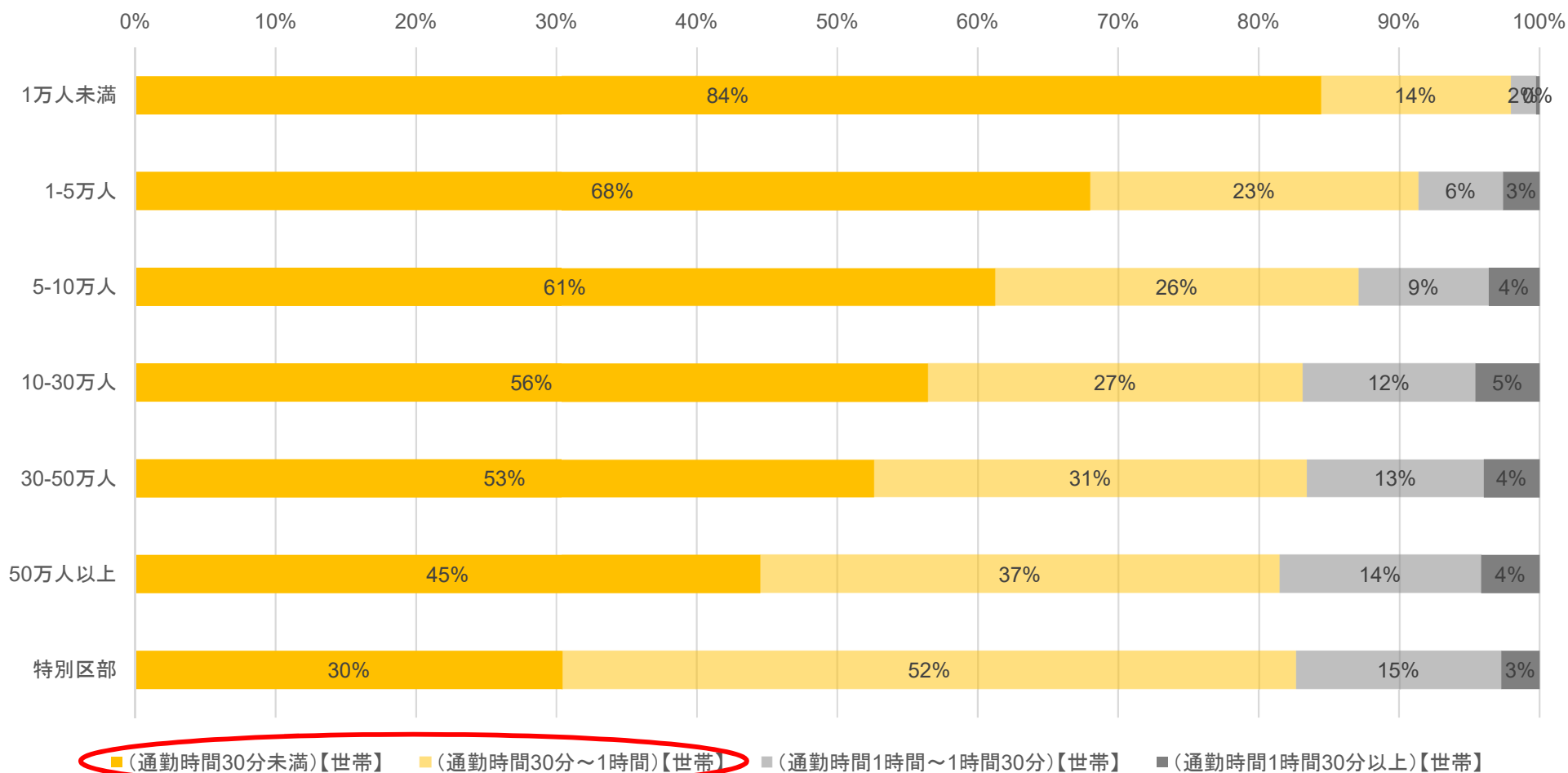
医療(救急)：救命救急センター若しくは救急告示病院

商業：店舗面積1万㎡以上の百貨店、スーパー、ショッピングセンター若しくは寄合百貨店

# 通勤時間 ※自治体人口規模別

- 人口規模が小さくなるにつれて、通勤時間が30分未満の世帯数の割合が増加し、通勤時間が短くなる傾向。
- どの人口区分でも通勤時間が1時間以内の世帯が8割以上。

通勤時間別世帯数の割合

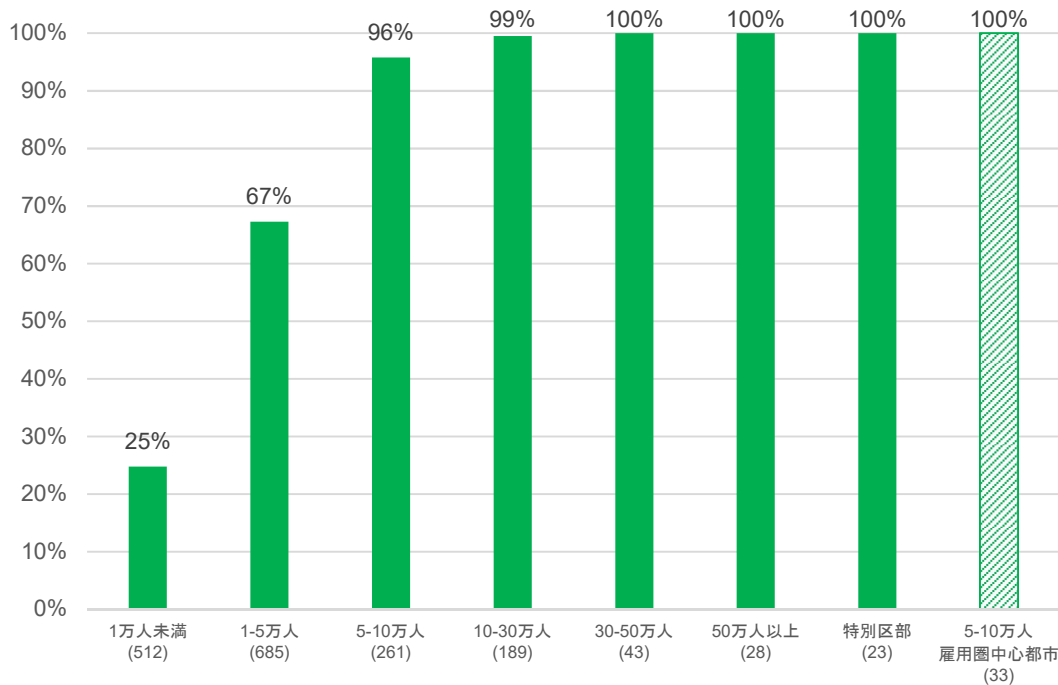


全ての人口区分で8割以上

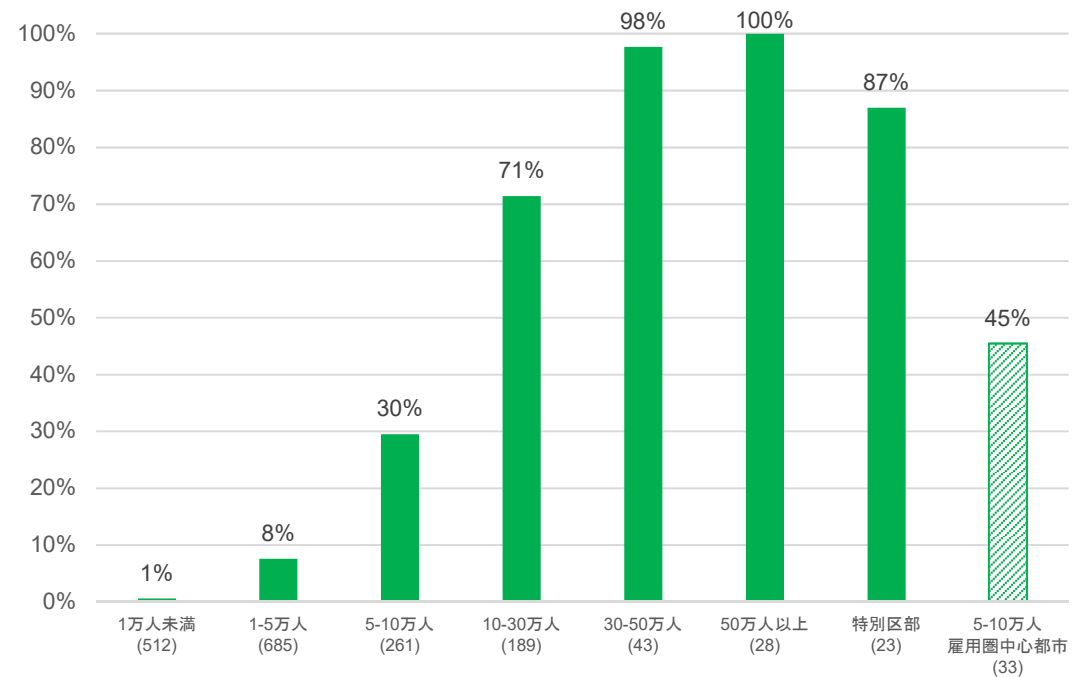
# 都市的機能の状況(医療) ※自治体人口規模別

- 救急告示病院は、人口規模が5万人以上の市町村でほぼ100%立地している。
- 地域医療支援病院は、人口規模が10-30万人の市町村で約7割、人口規模が30万人以上の市町村でほぼ100%立地している。

### 救急告示病院が立地する市区町村の割合



### 地域医療支援病院が立地する市区町村の割合



※「救急告示病院」とは、都道府県知事が告示し指定する病院で、「救急医療について、相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること」、「エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備・その他救急医療を行なうために必要な施設及び設備を有すること」、「救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること」、「救急医療を要する傷病者のための専用病床または当該傷病者のために、優先的に使用される病床を有すること」の要件を満たした医療機関

※「地域医療支援病院」とは、他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院

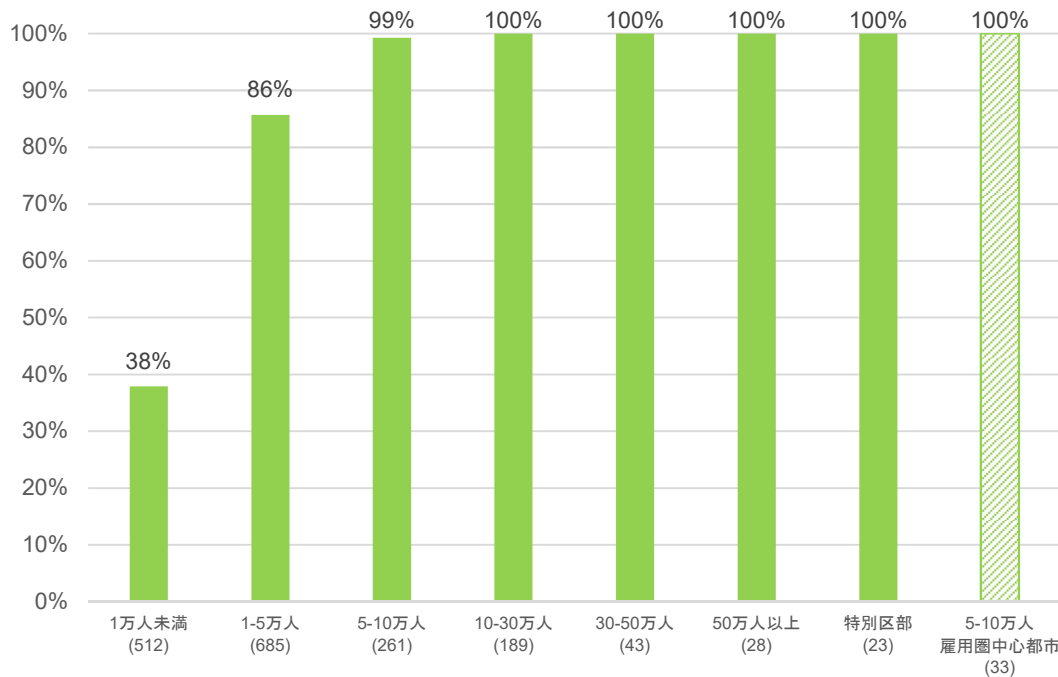
注) ( )内は該当自治体数。5-10万雇用圏中心都市(33)は他の中心都市と近接しない都市を対象。

出典:「医療施設調査・病院報告」(2019)及び「国勢調査」(2015)より国土政策局作成

# 都市的機能の状況(福祉) ※自治体人口規模別

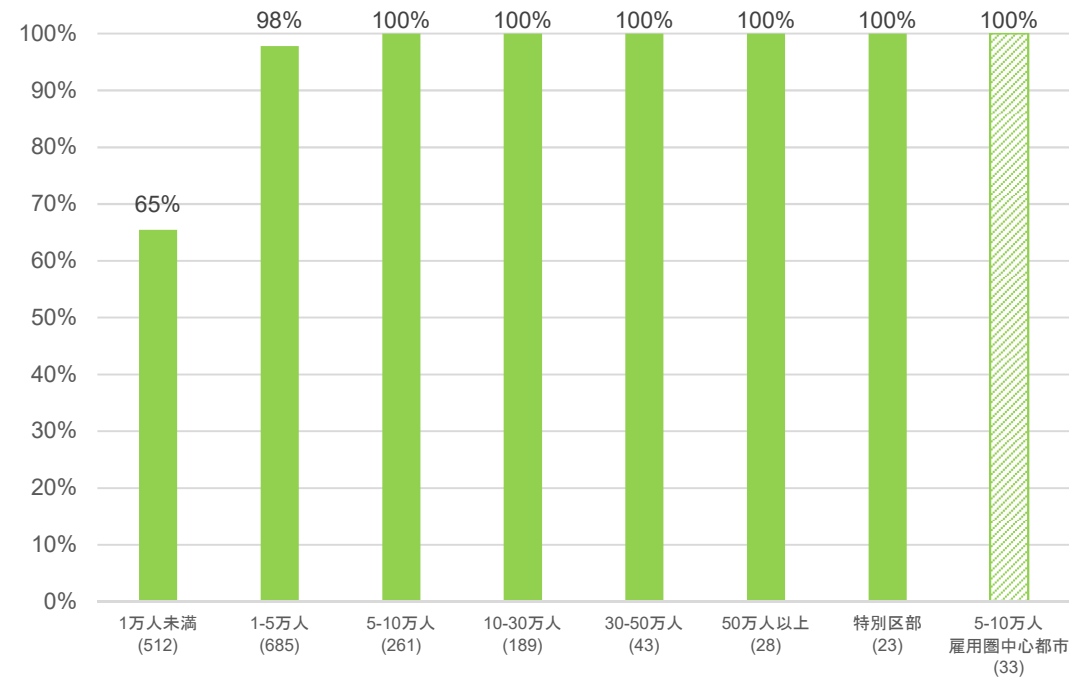
- 訪問介護事業は、人口規模が5万人以上の市町村でほぼ100%立地している。
- 通所・短期入所介護事業(老人デイサービス等)は、人口規模が1万人以上の市町村でほぼ100%立地している。

### 訪問介護事業が立地する市区町村の割合



※「訪問介護事業」とは、要介護者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う事業所

### 通所・短期入所介護事業が立地する市区町村の割合



※「通所・短期入所介護事業」とは、要介護者等を通所又は短期入所させ、介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人ショートステイ施設、小規模多機能型居宅介護事業所)

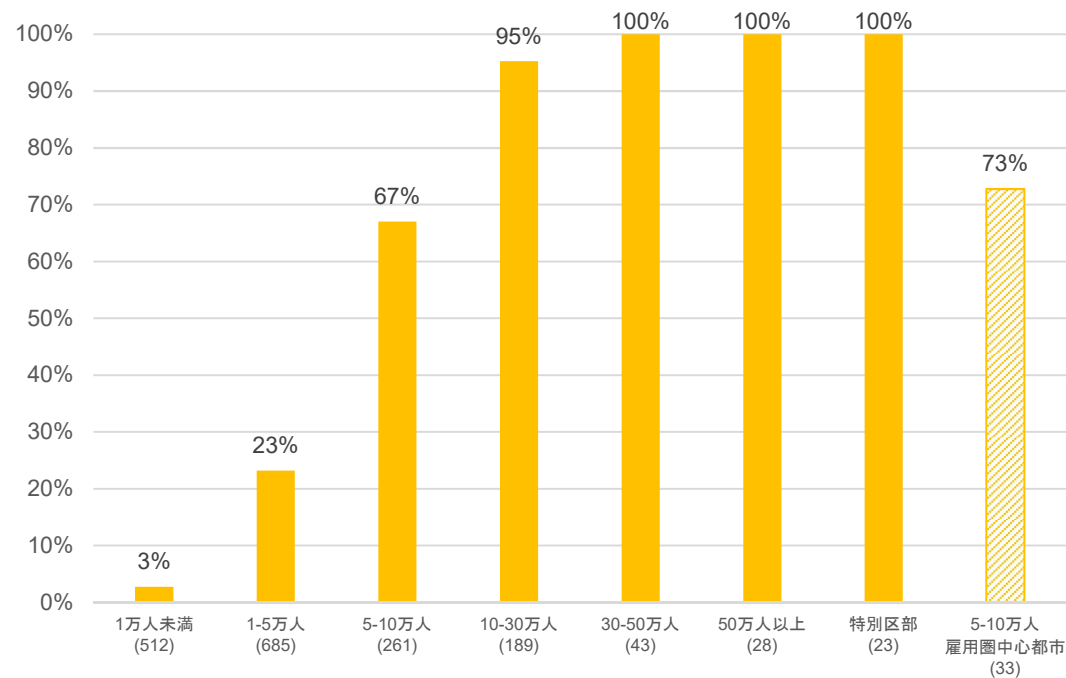
注) ()内は該当自治体数。5-10万雇用圏中心都市(33)は他の中心都市と近接しない都市を対象。

出典:「経済センサス活動調査」(2016)及び「国勢調査」(2015)より国土政策局作成

# 都市的機能の状況(商業) ※自治体人口規模別

- 百貨店・総合スーパーは、人口規模が5-10万人の市町村で約7割、人口規模が10万人以上の市町村で9割以上立地している。

百貨店・総合スーパーが立地する市区町村の割合



※「百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも 小売販売額の10%以上70% 未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所

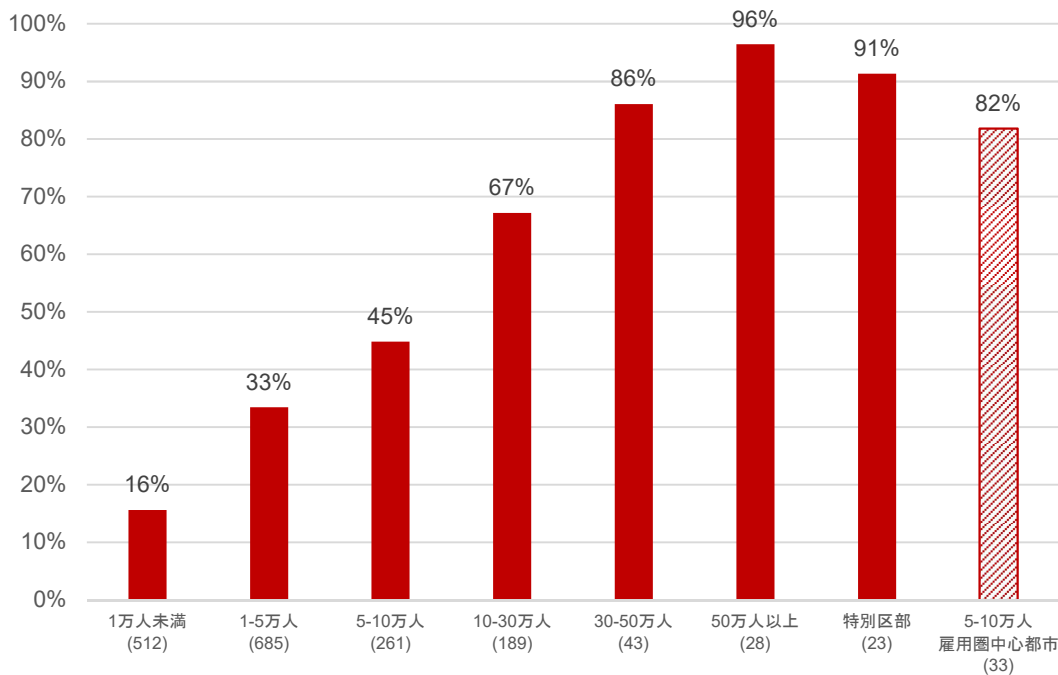
注) ( )内は該当自治体数。5-10万雇用圏中心都市(33)は他の中心都市と近接しない都市を対象。

出典: 「経済センサス活動調査」(2016)及び「国勢調査」(2015)より国土政策局作成

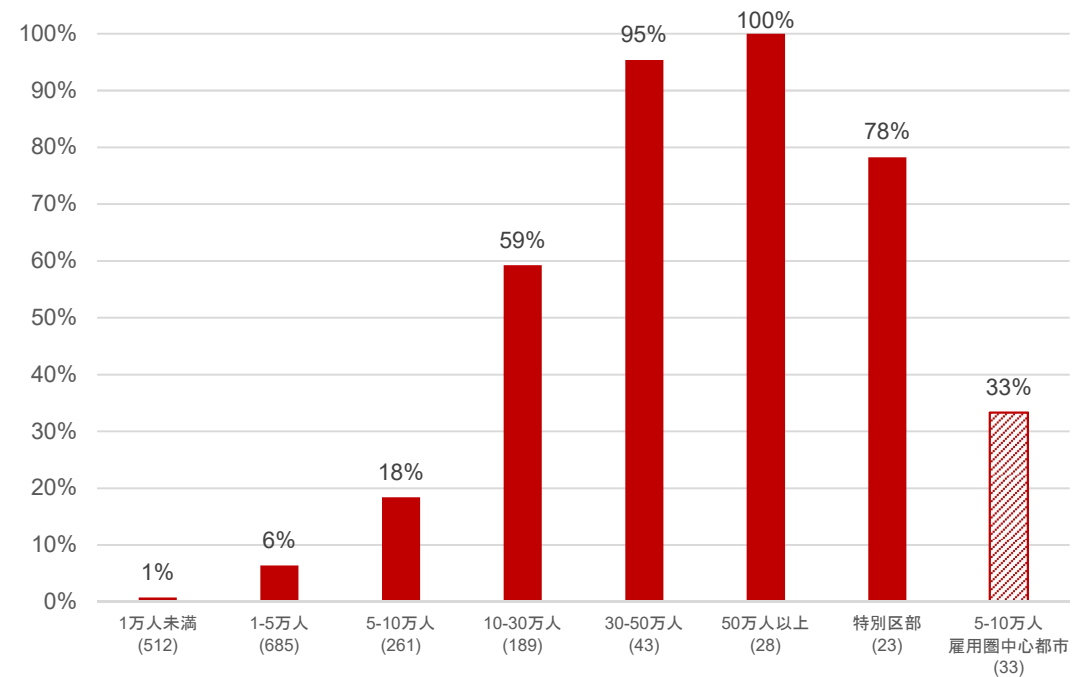
# 都市的機能の状況(文化・娯楽) ※自治体人口規模別

- 博物館・美術館は、人口規模が10-30万人の市町村で約7割、人口規模が30万人以上の市町村で8割以上立地している。
- 映画館は、人口規模が10-30万人の市町村で約6割、人口規模が30万人以上の市町村で9割以上立地している。

### 博物館・美術館が立地する市区町村の割合



### 映画館が立地する市区町村の割合



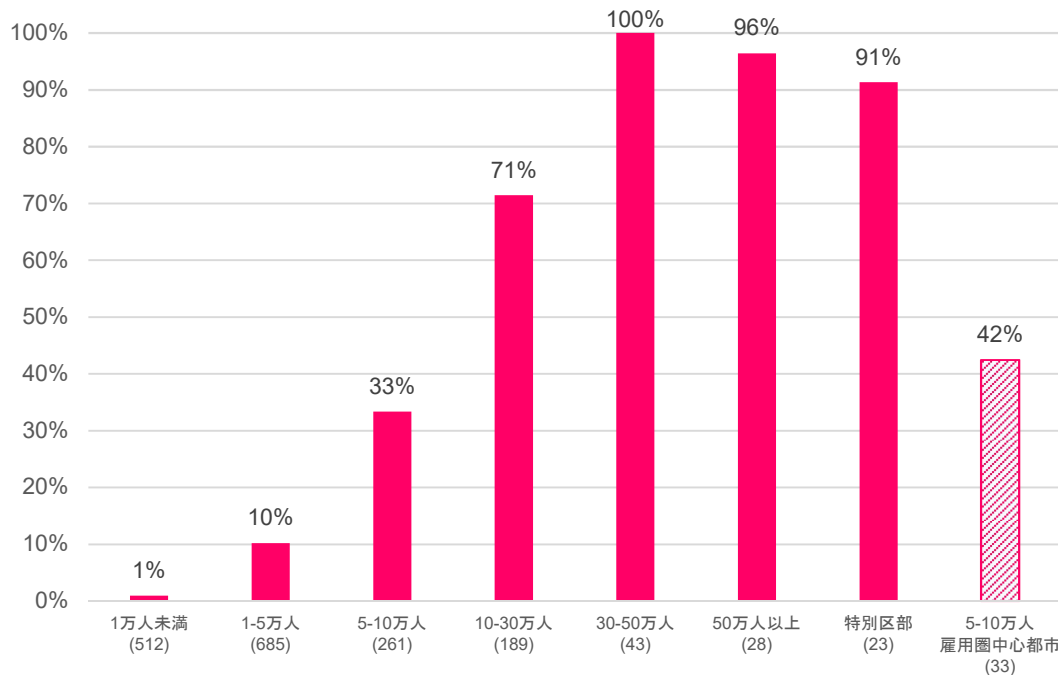
注) ()内は該当自治体数。5-10万雇用圏中心都市(33)は他の中心都市と近接しない都市を対象。

出典: 「経済センサス活動調査」(2016)及び「国勢調査」(2015)より国土政策局作成

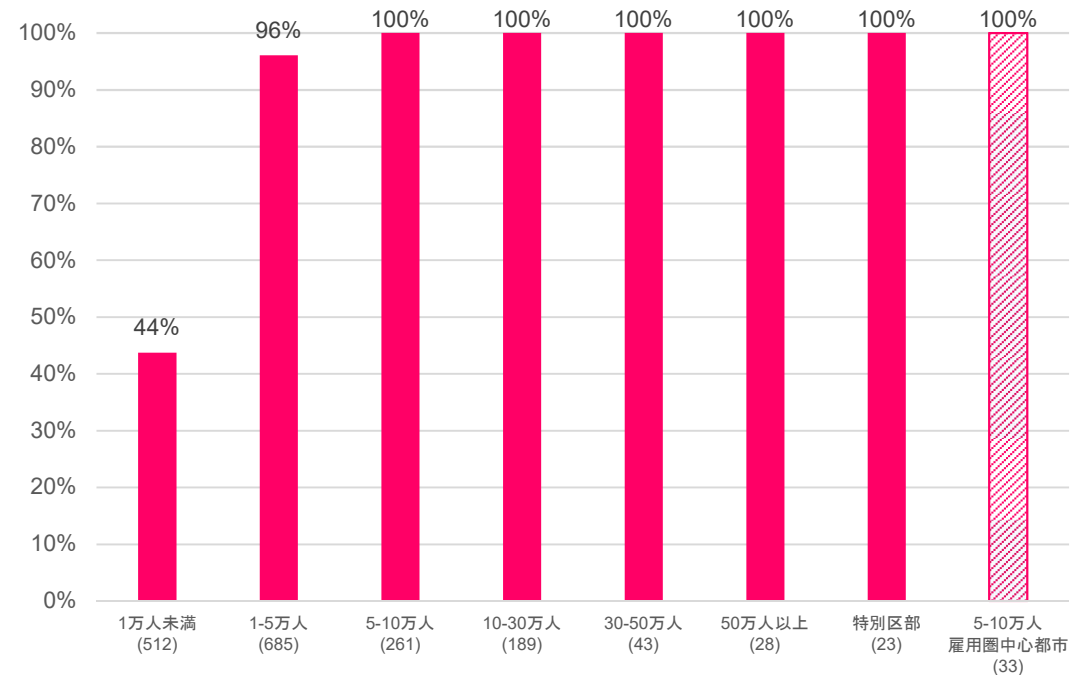
# 都市的機能の状況(教育・金融) ※自治体人口規模別

- 大学・短期大学・高等専門学校は、人口規模が10-30万人の市町村で約7割、人口規模が30万人以上の市町村で9割以上立地している。
- 銀行(本支店・営業所)は、人口規模が5万人以上の市町村で100%立地している。

### 大学・短大・高専が立地する市区町村の割合



### 銀行(本支店・営業所)



※大学、短期大学については主に大学本部を有すキャンパスまたは建物の位置情報から集計。  
 高等専門学校についてはキャンパス毎に集計。

注) ()内は該当自治体数。5-10万雇用圏中心都市(33)は他の中心都市と近接しない都市を対象。

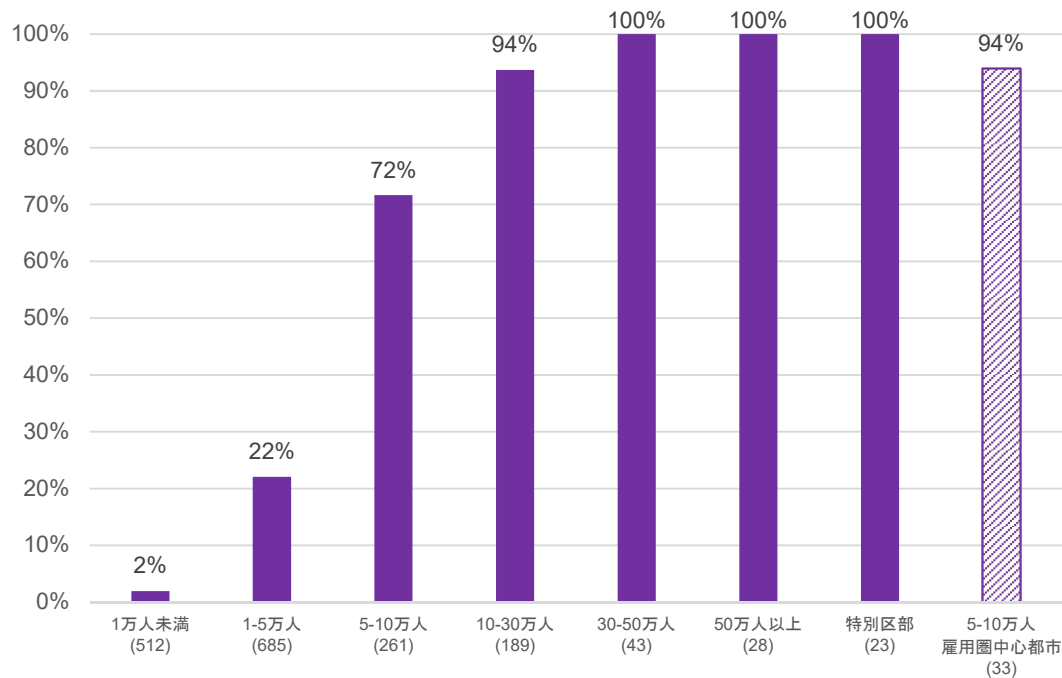
出典: 左図はアマノ技研「<https://amano-tec.com/data/univs.html>」(21/1/28閲覧)及び各高等専門学校HP(21/2/2閲覧)及び「国勢調査」(2015)、  
 右図は「経済センサス活動調査」(2016)及び「国勢調査」(2015)より国土政策局作成



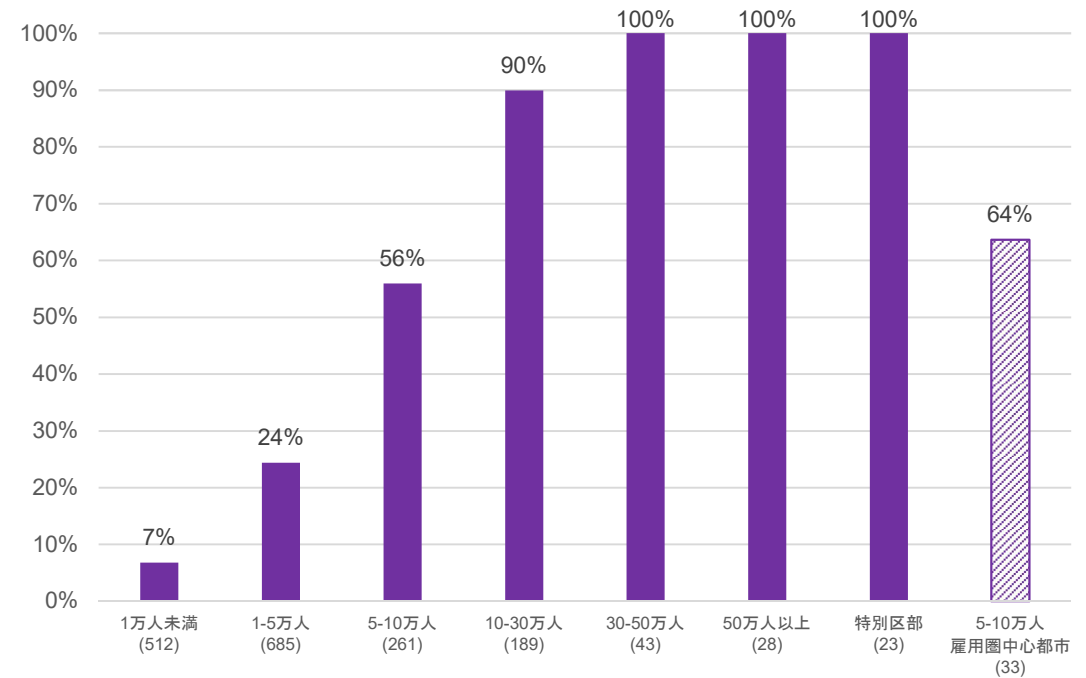
# 都市的機能の状況(ビジネス) ※自治体人口規模別

- 法律事務所は、人口規模が5-10万人の市町村で約7割、人口規模が10万人以上の市町村で9割以上立地している。
- インターネット付随サービス業は、人口規模が5-10万人の市町村で5割以上、人口規模が10万人以上の市町村で9割以上立地している。

### 法律事務所が立地する市区町村の割合



### インターネット付随サービス業が立地する市区町村の割合



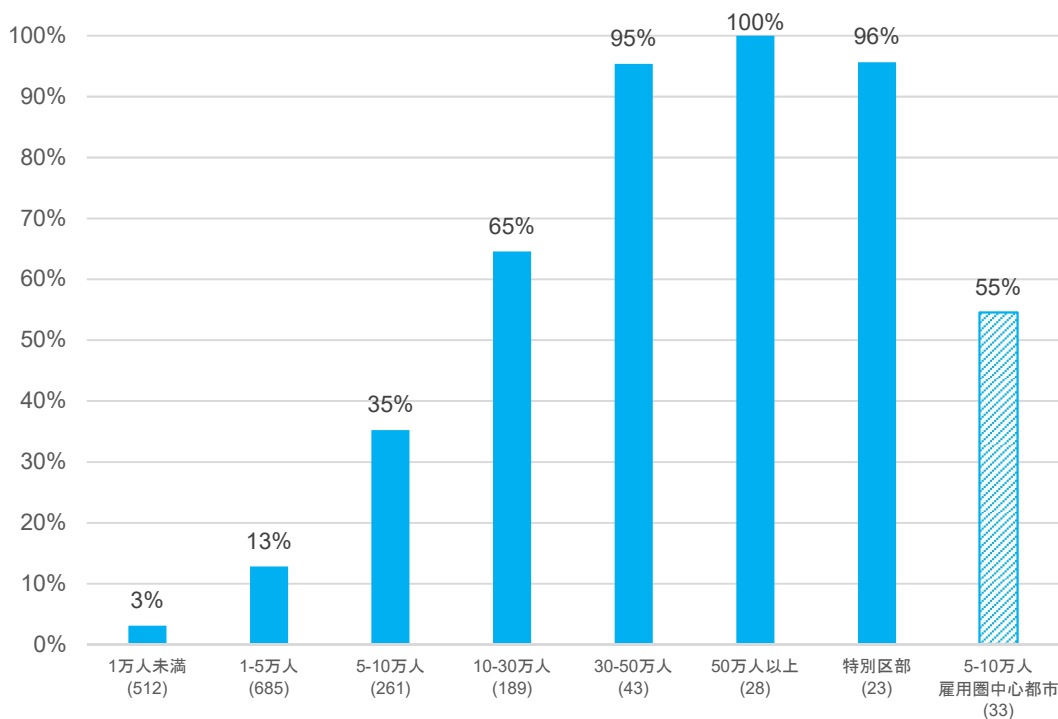
※「インターネット付随サービス業」とは、ポータルサイト・サーバ運營業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ(音楽、映像配信等)、インターネット利用サポート業(情報ネットワーク・セキュリティ・サービス等)

注) ( )内は該当自治体数。5-10万雇用圏中心都市(33)は他の中心都市と近接しない都市を対象。  
 出典:「経済センサス活動調査」(2016)及び「国勢調査」(2015)より国土政策局作成

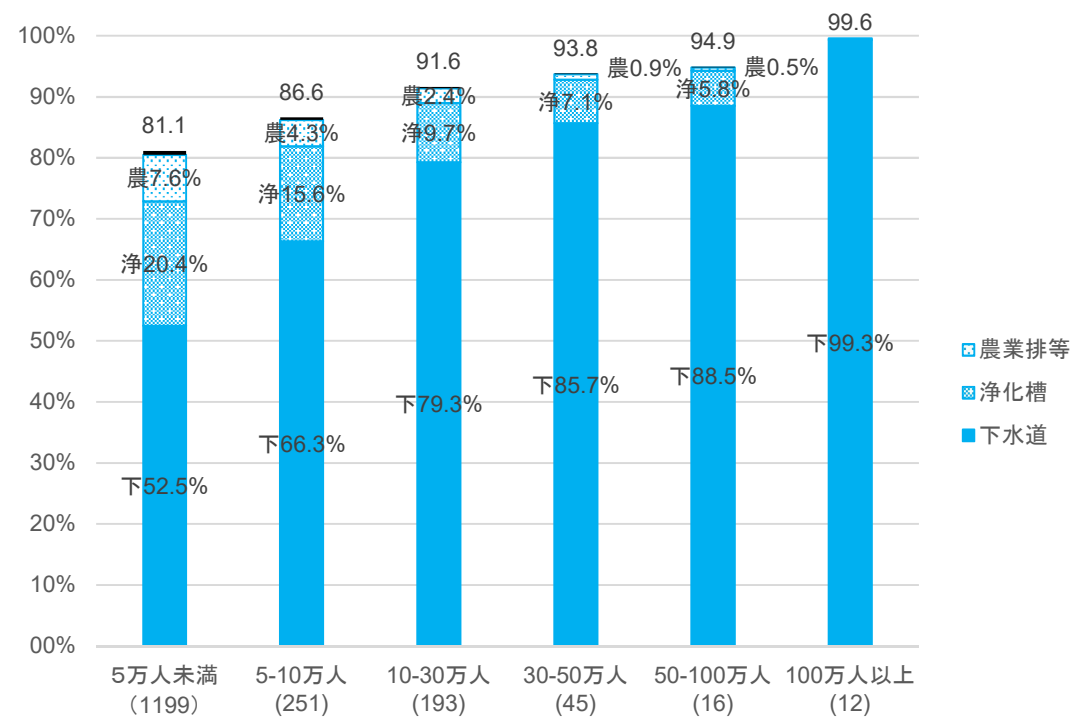
# 都市的機能の状況(インフラ) ※自治体人口規模別

- 複数路線を有する乗換可能な駅は、人口規模が10-30万の市町村で6割強、人口規模が30-50万人以上の市町村で約9割以上立地している。
- 汚水処理人口普及率は、人口規模が10万人以上の市町村で9割超となっている。

### 複数路線を有する駅が立地する市区町村の割合



### 汚水処理人口普及率(令和元年度末)



※「複数路線を有する駅」とは、同一改札内の駅または、おおよそ改札間の距離が200m以内にある乗換可能な駅として、出典サイトにおいてグループコードを割り当てた駅のこと。

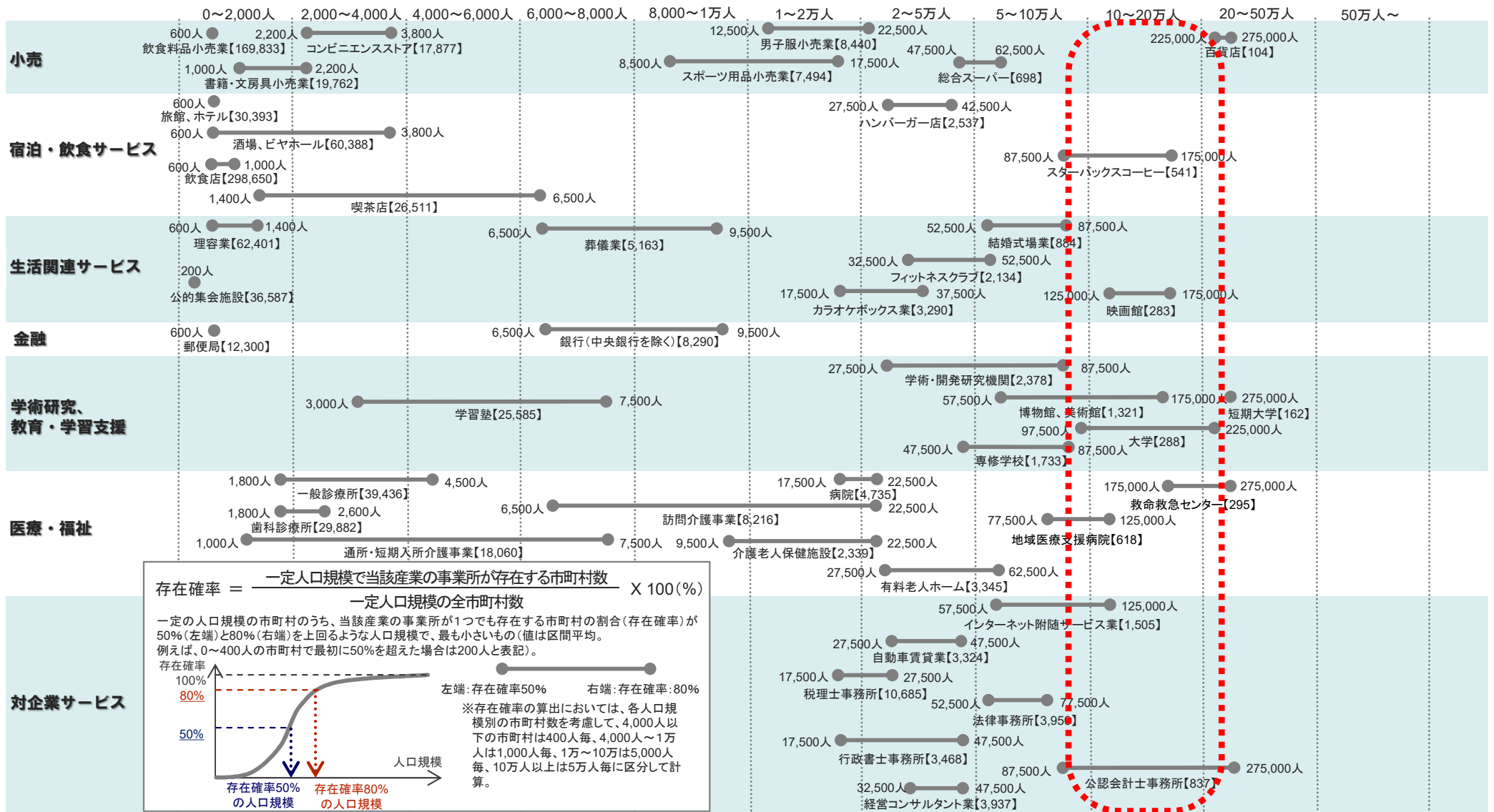
※福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町、葛尾村)を除いた値

注) ( )内は該当自治体数。5-10万雇用圏中心都市(33)は他の中心都市と近接しない都市を対象。

出典: 左図は駅.JP「<https://ekidata.jp/>」(21/2/2閲覧)及び「国勢調査」(2015)、右図は環境省HP「<https://www.env.go.jp/press/files/jp/114654.pdf>」より国土政策局作成

# 市町村人口規模別の施設の立地確率

○ 市町村別に人口規模と生活サービス産業等の立地状況に基づき、産業の存在確率が一定以上になる市町村の人口規模を整理すると、下図のとおり。  
 ○ 多くの市町村が、人口減少に伴い現状では立地確率が低くなっている人口規模に移行していくことが想定され、そういった地域では産業の撤退等により、これまで通りの生活サービスの維持が困難になっていくことが懸念される。



(参考) 2015年と2050年における人口規模別の市町村数 (三大都市圏を除く)

市区町村数	上: 2015年	75	108	107	83	71	224	303	156	75	40	13
	下: 2050年	208	173	101	84	69	194	238	101	47	30	10

※三大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

(注1) 2050年の市町村別人口は、国土交通省国土政策局推計値  
 (注2) 人口規模別の市町村数は、平成27(2015)年10月1日現在の三大都市圏を除く1,255市町村を基準に分類

(出典) 総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」、経済産業省「平成26年商業統計」、「全国学校総覧2016」、「国土数値情報」、「スターバックスホームページ」もとに数値を算出のうえ、国土交通省国土政策局作成

# 「住み続けられる国土専門委員会」における圏域の議論①

- 交通ネットワークの充実や、商業施設の大規模化などにより、地方中枢都市から近い地域（津山市の場合は岡山市まで1時間～1時間半程度）では、休日の買物圏が広域化。

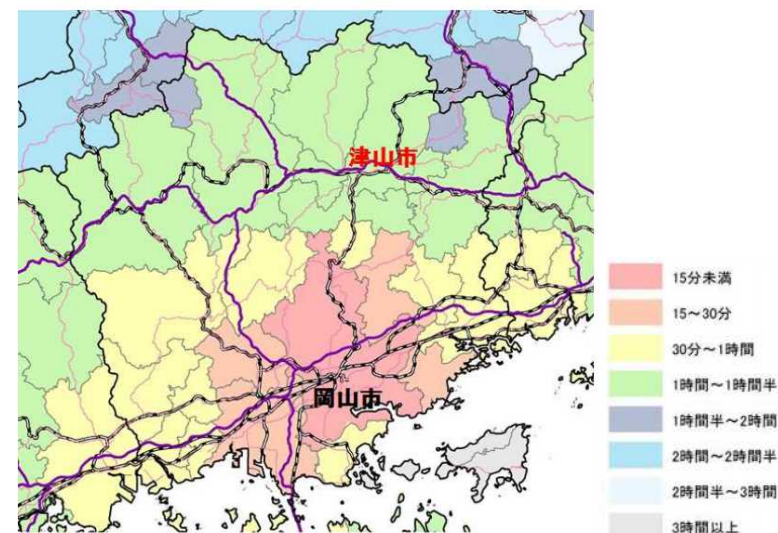


図2-2-2 津山市周辺地域の平日の買物圏（平成2年～平成17年）



図2-2-3 津山市周辺地域の休日の買物圏（平成2年～平成17年）

○津山市周辺地域の平日における買物目的の移動は、日常圏(1時間程度の時間距離)にある最寄りの中小都市までの範囲に留まり、経年的な変化も少ない。



政令指定都市までの所要時間(自動車・鉄道・航空)  
 ※待ち時間・乗換時間を含む

○津山市周辺地域の休日における買物目的の移動は、拡大日常圏(1時間～1時間半程度)にある地方中枢都市(岡山市)まで足を延ばす地域が平日に比べて広い。  
 ○経年的に見ると、休日は岡山市を目的地とする買物圏が拡大。

# 「住み続けられる国土専門委員会」における圏域の議論②

- 地方中枢都市から遠い地域(2時間以上)では、買物圏の大きな変化(広域化)は見られていない。

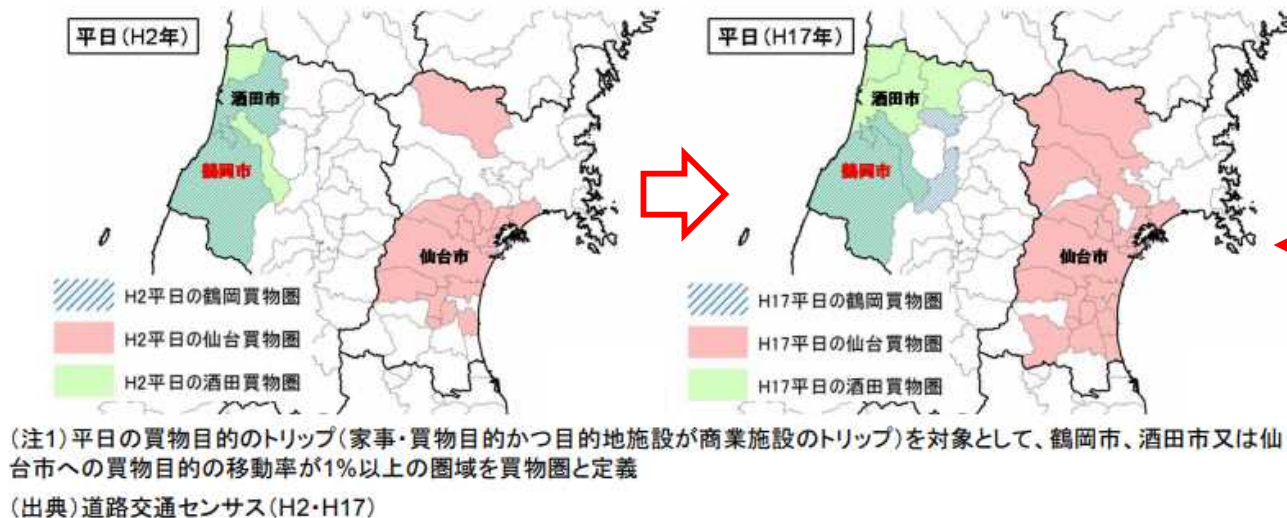


図2-2-5 鶴岡・酒田周辺地域の平日の買物圏(平成2年→平成17年)

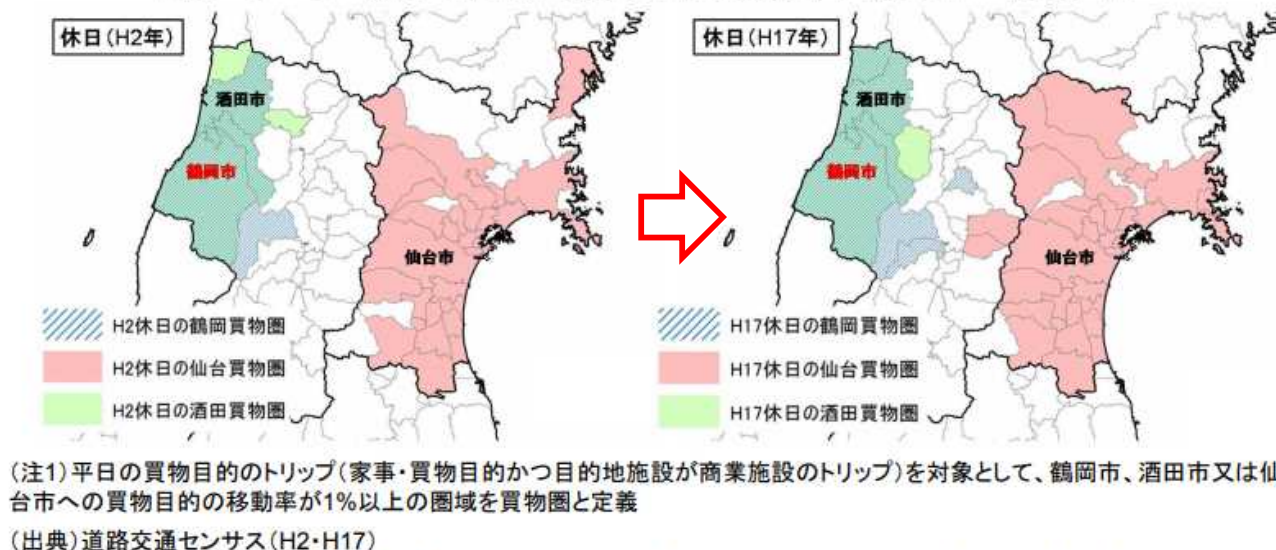
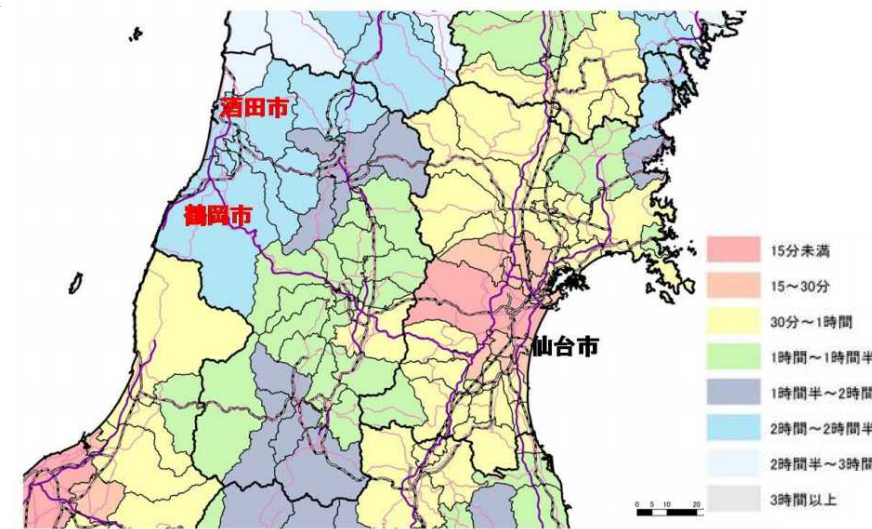


図2-2-6 鶴岡・酒田周辺地域の休日の買物圏(平成2年→平成17年)

○鶴岡・酒田周辺地域の住民による買物目的の移動は、平日よりも休日の方が若干広いものの、日常圏(1時間程度の時間距離)にある最寄りの中小都市(鶴岡市)までの範囲に留まり、経年的に見ても、鶴岡市を目的地とする買物圏の変化は小さい。  
○最寄りの地方中枢都市(仙台市)を買物の目的地とする地域は、経年的に見ると平日も休日も拡大しているが、鶴岡市の買物圏とは重複していない。

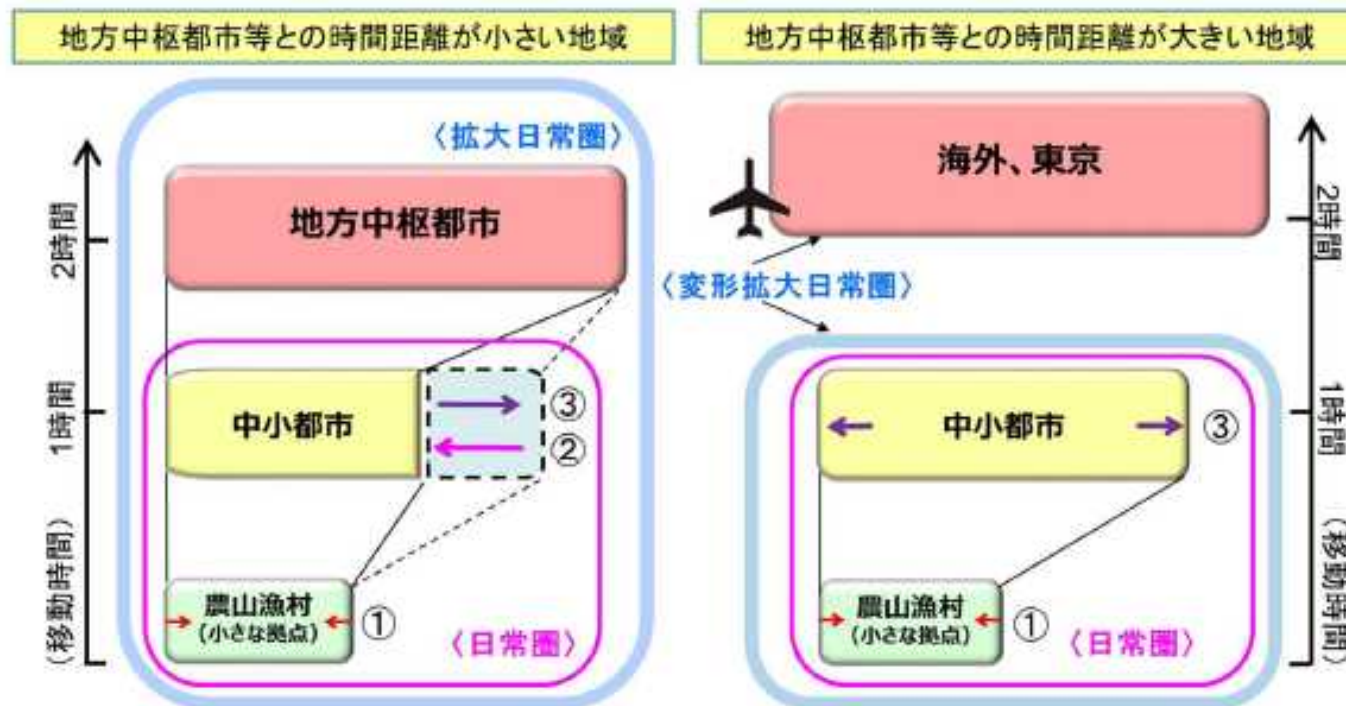


政令指定都市までの所要時間(自動車・鉄道・航空)  
※待ち時間・乗換絵時間を含む

# 「住み続けられる国土専門委員会」における圏域の議論③

- 中小都市については、地方中枢都市等との時間距離などの関係を踏まえつつ、交流の促進等による対流の活発化など、新たな役割が期待される。

- 交通ネットワークの充実により、周辺地域の人々が中小都市を素通りし、地方中枢都市に向かう動きが活発化。
- 休日の買い物に代表される中小都市が持つ都市的サービスの一部機能が縮小。
- 中小都市は近隣の農山漁村との生活・歴史・文化に関する地域的な繋がりを活用し、重層的な食料、エネルギー・介護等の循環生活圏を再構築するとともに、大都市や地方中枢都市と農山漁村を結び直す新たなネットワークの結節点としての役割が期待される。

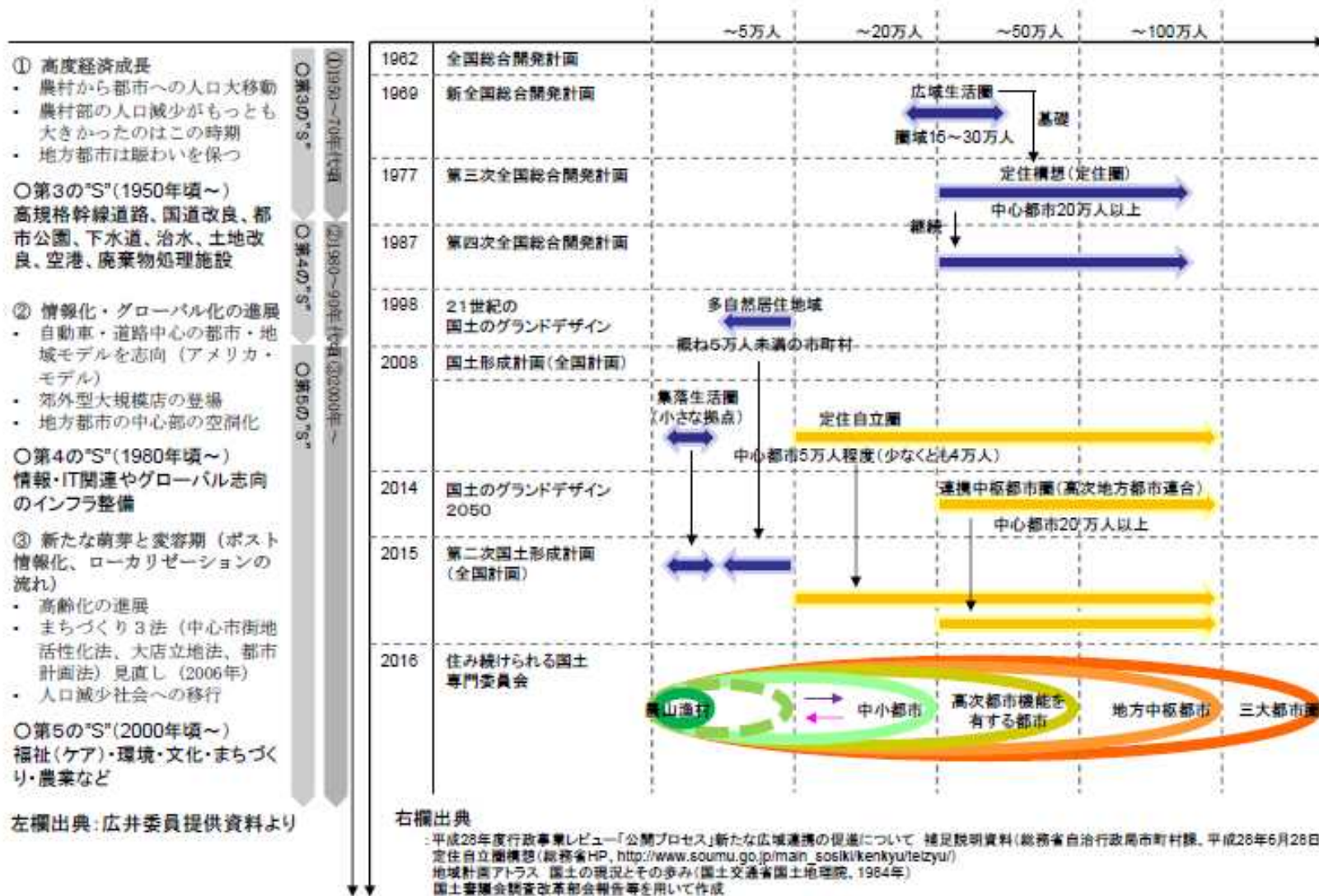


- 中小都市において機能の中抜けは見られないが人口は減少しており、中小都市やその奥にある農山漁村へと向かう動きを活発化することが必要。
- 首都圏から農山漁村に向かう動きのゲートウェイ(結節点)としての新たな役割が期待される。

- ① 人口減少の進行(農山漁村)
  - ② 地域拠点としての役割の一部喪失・空洞化(中小都市)
  - ③ 交流の促進による対流の活発化(中小都市)
- 中小都市の新たな役割の維持・発展が必要

# 「住み続けられる国土専門委員会」における圏域の議論④

- 高速交通ネットワークの進展により、従来のような複合的な生活機能を網羅するような圏域は崩れており、これまでの特定の階層に焦点をあてた圏域論では不十分。
- 地域ごとに異なる階層間の役割分担や連携の枠組みを明らかにしながら、目的別、機能別に交通ネットワークを活用することにより、多層かつ多様なコンパクト+ネットワークを構築すべきではないか。



# 地域生活圏で提供する主な都市的機能



圏域内で提供  
する必要性  
(大)

医療(救急)  
福祉(訪問介護、学童等)  
公共交通(鉄道・バス等)  
情報基盤(光ファイバー等)  
電力、ガス、上下水道  
清掃、ごみ収集  
飲食店、理美容店、宿泊施設  
集会所・公民館

福祉(老人ホーム等)  
博物館・美術館  
ごみ処理場

医療(一般)  
買物(総合スーパー等)  
教育(大学、塾等)  
図書館  
銀行等(融資、仲介)

買物(百貨店)  
映画館  
業務支援(法律、会計等)

**[ 圏域外での仕事(テレワーク) ]**

行政手続き

音楽・映像配信業  
銀行等(預貯金)



# 都市の適正規模について①

- 「市民参加の観点から、都市規模の上限は20万人程度」(飯塚・中村 1986)
- 「人口当たり歳出総額を最小にするという意味での最適都市規模は人口20万人程度」(吉村 1999)
- 「住民の選好を反映しやすく、きめ細かな対応をしやすいという小さな町のメリットと、規模の経済性という大きな町のメリットの両方を勘案した上で、その妥協点として適正規模がある」(長峯 2010)

## 【参考文献】

飯塚和幸、中村紀一「都市規模と民主主義(II)」『経済評論』35(5)、1986年、36-51ページ

吉村弘『最適都市規模と市町村合併』東洋経済新報社、1999年

長峯純一「平成の市町村合併は何を残したのか」『都市問題研究』(62)、2010年、48-62ページ

# 都市の適正規模について②

- 「スマートシティ化やデジタルシフト等の実証事業プロジェクトを迅速に進めるにあたり、会津若松市における約12万人という人口もちょうど良かった」(海老原・中村 2019)
- 「10万人規模都市でのデジタル化が有効であり、日本のデータ蓄積は10万人都市で活性化する」(森 2020)

## 【参考文献】

海老原城一・中村彰二郎著『地方創生を加速する都市OS』株式会社インプレス、2019年  
森健編著『デジタル国富論』此本臣吾監修、東洋経済新聞社、2020年

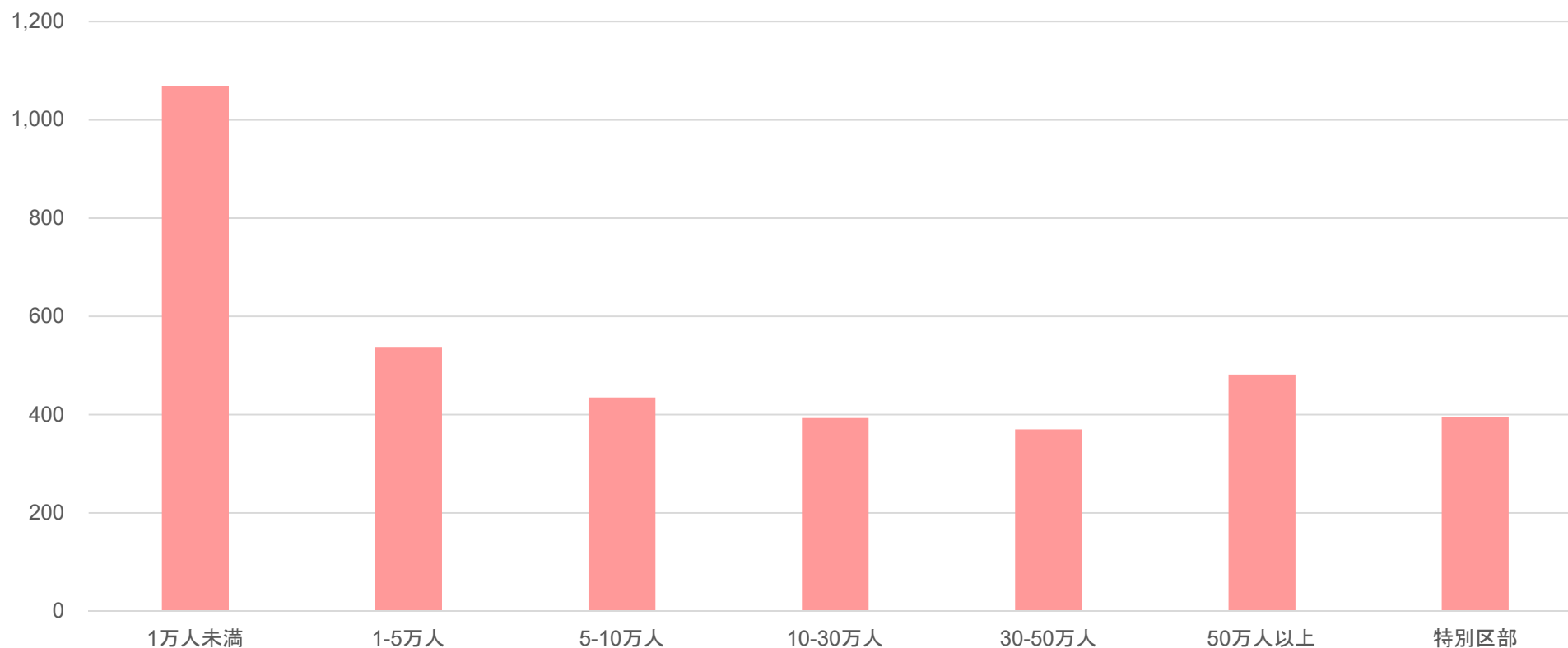
## 『デジタル国富論』(抄・一部改変)

- ・ MITのペントランドによると、イノベーションが生まれやすいのは「多くが知り合いである」状態であり、適度に交流が促進される10万人規模の都市が適正であるという。
- ・ イノベーションを産み出す欧州の雄・ドイツでは、10万人規模の都市に、高い生産性を発揮する例がいくつか存在する。ローカルハブと呼ばれるドイツの独立拠点都市圏であるエアランゲン、レーゲンスブルク、ハイルブロンなどの都市には、大学、研究機関、企業の本社機能が存在し、相互に資本や人材を共有させつつ、新しいビジネスの種を生み、育てるフィールドとして機能している。このような循環のフィールドは、人口10万人規模の都市が最低単位になっている。
- ・ 日本でも人口10万人前後の都市を中心に、特定分野の市民データを取得・活用する動きが始まっている。なかでも、バイオ・健康系のデータを蓄積し、産業・社会に役立てていこうとする取り組みについてみると、人口10万人前後の自治体が目立つ。特に、ローカルハブとして、高い生産性を持つ産業が立地し、独立拠点を構築できる可能性のある都市は、地方圏のデジタル化を牽引していく可能性がある。
- ・ あらかじめ高い生産性が見込まれ、市民の理解が得やすい規模の都市(10万人程度)において、その都市に特徴的な分野(農業、健康、防災・避難等)のデータを、登録・蓄積・活用可能な「デジタル社会資本」として、地域の福利(ウェルビーイング)形成にいかしていくことが必要。

# 住民1人当たりの行政コスト ※自治体人口規模別

- 人口規模が1万人未満の自治体は、1人当たりの歳出額が特に大きい。
- 自治体の人口規模が大きくなるにつれて、1人当たりの歳出額は小さくなる傾向があるが、人口が50万人以上の自治体では、10-30万人規模や30-50万規模の自治体と比較しても、1人当たり歳出額が増加。

住民1人当たり歳出の比較(2017年度)【千円】



自治体数  
(計1741)

512	685	261	189	43	28	23
-----	-----	-----	-----	----	----	----

# <参考>過去の圏域論①

年	関係省庁	構想	目的・概要	圏域の考え方	
				標準的な圏域・人口・時間	その他の定義等
1962～	国土庁 (新全総)	<b>広域生活圈</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域開発の圏域として「生活圈」を基本とし、交通手段の発達により広域化した生活圈（広域生活圈）を一次圏として国土を再編成</li> <li>それぞれの特性に基づいた自主的な地域開発計画を策定</li> </ul>	広域生活圈としての一次圏の広がり <ul style="list-style-type: none"> <li>大都市地域：半径30～50km、</li> <li>地方都市：半径20～30km、</li> <li>農村地域：半径20km程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの一次圏の中核都市については、一定水準以上の都市機能の集積を持った都市として整備</li> <li>このような中核となる地方都市（地方中核都市）の整備およびこれと圏内各地域を結ぶ交通体系の確立が必要</li> <li>一次圏の区域は、それぞれの地域の自主的な判断によって定められるべき</li> </ul>
	建設省	<b>地方生活圈</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線交通網等の整備、地方住民の基礎的な生活条件の確保による過密過疎問題の解決、国土の均衡ある発展、住民に対する高度の生活水準の享受</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域の半径概ね20～30km、</li> <li>圏域内人口概ね15万人～30万人（三大都市圏は原則除外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方生活圈中心都市と周辺地域間の日常生活機能の依存状況等についての現況及び将来の見通しを勘案して設定（地方生活圈中心都市の要件）</li> <li>DID人口が概ね1.5万人以上</li> <li>昼夜間人口比率1を超過</li> <li>小売り販売額及び就業地ベースのサービス業従事者数を常住人口で除した数が所属都道府県のそれを超過</li> </ul>
	自治省	<b>広域行政圏圏域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が直面する諸問題の解決、国土の均衡ある発展及び過疎過密問題の解決（広域市町村圏）、大都市周辺地域における市町村の広域行政体制の整備等（大都市周辺地域広域行政圏）</li> </ul>	<b>【広域市町村圏】</b> 概ね人口10万人以上 <b>【大都市周辺地域広域行政圏】</b> 概ね人口40万人程度	（広域市町村圏） <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活生活上通常の需要がほぼ充足されるような都市及び周辺農山漁村地域を一体とした圏域</li> </ul> （大都市周辺地域広域行政圏） <ul style="list-style-type: none"> <li>地理的歴史的又は行政的に一体と認められる圏域を形成</li> <li>一体的な将来像を描き、達成するために必要な都市的行政課題が存在</li> </ul>
1969～	国土庁 (三全総)	<b>定住圏</b> ※定住構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間居住の総合的環境の形成を図り、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過疎過密に対処しながら新しい生活圈を擁立する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住区（約50～100程度の世帯：小学校区等）</li> <li>定住区（2万～3万程度の居住区のみ）</li> <li>定住圏（定住区の複合：全国200～300程度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定住圏は地域開発の基礎的な圏域であり、流域圏、通勤通学圏、広域生活圈として生活の基本的圏域</li> <li>定住圏の中心となるべき地方都市については、その規模に応じ、各種施設等の都市機能の集積を図る</li> </ul>
1987～	国土庁 (四全総)	<b>全国1日交通圏</b> ※交流ネットワーク構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速交通体系の全国展開により地方中枢・中核都市等全国の主要都市間の連絡を強化し、全国主要都市間で日帰り可能な全国1日交通圏の構築を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の主要都市間の移動に要する時間を概ね3時間以内</li> <li>地方都市から複数の高速交通機関へのアクセス時間を概ね1時間以内</li> </ul>	—
1998～	国土庁 (五全総)	<b>多自然居住地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる誇りの持てる自立的な圏域を創造</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活圈域は、地域の選択に基づく連携により、中小都市等を圏域の中核として周辺の農山漁村から形成</li> <li>中小都市等は圏域の中心都市として、基礎的な医療・福祉、教育と文化、消費等の都市的サービスや身近な就業機会を周辺農山村へ提供</li> </ul>

# <参考>過去の圏域論②

年	関係省庁	構想	目的・概要	圏域の考え方	
				標準的な圏域・人口・時間	その他の定義等
2005～	国土交通省	二層の広域圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・少子高齢化等、今後の経済社会の潮流に対応した地域づくりに際し、モビリティの向上と広域的な対応が重要</li> <li>地域の実情に応じ、機能分担と相互補完に基づく対応が基本とされており、その際に念頭におくべき概念が「地域ブロック」と「生活圏域」からなる「二層の広域圏」</li> </ul>	<b>【地域ブロック】</b> ・人口600～1000万人程度以上（全国9ブロック）  <b>【生活圏域】</b> ・人口規模で30～50万人程度以上、 ・時間距離1時間程度の複数市町村からなるまとまり	—
2008～	総務省	定住自立圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保</li> <li>農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、違いに連携・協力することにより、圏域全体を活性化</li> </ul> ※核となる都市と近隣市町村による連携のプラットフォームとして推進されている。	<b>【中心市の主な要件】</b> ・人口5万人程度以上（少なくとも4万人超） ・昼夜間人口比率1以上  ※合併1市圏域、複眼型中心市の特例あり	<b>【圏域を構成する近隣市町村】</b> ・中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。 ※通勤通学10%圏等の要素も考慮。
2014～	総務省	連携中枢都市圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」および「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成</li> </ul> ※核となる都市と近隣市町村による連携のプラットフォームとして推進されている。	<b>【中心都市の主な要件】</b> ・指定都市・中核市（人口20万以上） ・昼夜間人口比率おおむね1以上	<b>【圏域を構成する近隣市町村】</b> ・社会的・経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成
??～	地方創生事務局	集落生活圏 ※小さな拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、集落地域の再生を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校区など、複数の集落が散在する地域</li> </ul>	—
2018～	地方創生事務局	中枢中核都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮する</li> </ul>	<b>【中枢中核都市の範囲】</b> ・東京圏（1都3県）以外の政令指定都市、中核市及び施行時特例市並びに県庁所在市及び連携中枢都市に該当する市 ・昼夜間人口比率が概ね1.0未満（具体的には0.9）の市を除く ※82都市	—